

令和3年度綾部市予算編成方針

第1 はじめに

令和3年度は、第6次綾部市総合計画のスタート年であり、将来を見据えた持続可能なまちづくりへの出発点となる重要な年です。しかしながら新型コロナウイルス感染症が世界的に広がり、これまでに経験したことのない大きな社会変化が起きています。

今後も国や府と連携し、市民や各団体等との協働により感染症拡大防止を図りながら、経済を立て直すことが重要です。

また、ウィズコロナ・アフターコロナ時代への対応とともに、デジタル化の取組や働き方改革などへの転換も加速させる必要があります。

非常に厳しい財政状況の中にあっても、市民一人ひとりの幸せを実現できるよう、創意工夫により、新たな時代へと向かう持続可能な取組を推進していかねばなりません。

1 綾部市の財政状況

令和元年度決算を見てみると、市税を中心とした自主財源の割合は、36.2%で前年度から1.1ポイント増加しましたが、地方交付税は前年度対比0.5%の減となるなど、国や経済の動向に大きく影響を受ける財政構造となっています。

財政指標では、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、前年度対比1.8ポイント増の93.5%、将来の財政を圧迫する可能性を示す将来負担比率についても、前年度対比20.3ポイント増の129.5%となり、今後さらに財政の硬直化が予測されます。

令和元年度は、行財政健全化による事業見直し等により財政調整基金（貯金）の取崩しを2年連続で回避しましたが、平成26年度から4年連続で財政調整基金を取り崩したことにより残高は減少。今後、新型コロナウイルス感染症の長期化や頻発する災害対応に備えるため、基金の取崩しは出来ない状況にあります。

さらに近年、多発する災害からの復旧財源として、災害復旧事業債などの地方債発行額が増えており、地方債残高は年々増加しています。

本市は過去に、財政再建準用団体に指定されたことがあり、再びこのような事態になることだけは避けなければなりません。

こうしたことから、限られた財源の中で持続可能な財政運営を維持するため、行財政健全化の取組を確実に実行していく必要があります。

(単位：千円)

| 財政調整 基金残高 | H26年度末 | H27年度末 | H28年度末 | H29年度末 | H30年度末 | R元年度末 |
|--------------|---------|--------|---------|---------|--------|-------|
| 取崩額 | 270,000 | 35,000 | 236,000 | 290,000 | 0 | 0 |

※ 財政調整基金の残高は、過去15年間で最低レベル

| 地方債残高 (一般会計) | H26年度末 | H27年度末 | H28年度末 | H29年度末 | H30年度末 | R元年度末 |
|-----------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 13,485,794 | 13,252,316 | 13,311,328 | 13,873,492 | 14,479,107 | 14,435,019 |

※ 地方債残高は6年間で約9.5億円増加

2 今後の財政見通し

今後の財政見通しについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、市税収入の大幅な減収が避けられない中、地方交付税の原資となる国税収入も減少が見込まれることから、地方交付税の確保も不透明であり、また、消費低迷による地方消費税交付金の減少など、一般財源を確保することが非常に厳しい状況にあります。

歳出面においても、新型コロナウイルス感染症対策に加え、少子高齢化に伴う社会保障費や公共施設の改修費、会計年度任用職員制度の影響、さらに大型建設事業や災害復旧事業の財源として借り入れた市債の償還など義務的経費は増加していく見通しです。

また、新型コロナウイルス感染症の長期化や頻発化、激甚化が懸念される自然災害などの財政需要が生じる可能性もあり、財政の硬直化は一層進み、非常に厳しい財政運営が想定されます。

一般財源の伸びが見込めない中で、予算編成に当たっては、基金（貯金）の繰入れや地方債の発行を極力抑えるため、徹底した行財政改革に取り組む必要があります。

3 予算編成の考え方

厳しい財政状況の中にあっても、令和3年度からスタートする第6次綾部市総合計画を効果的に推進するとともに、ウィズコロナ・アフターコロナによる新しい生活様式など、国の制度変更や社会経済状況の変化への対応も進めていかなければなりません。

また、自然災害が起こることを前提に備えておく必要もあります。このため事業の費用対効果の再検証、緊急度、事業の優先順位付けを徹底し、真に必要な事業を厳選した予算編成に努めることとします。

さらに、デジタル化の取組や働き方改革推進計画と合わせた事務事業の見直しなど行財政健全化の取組を一層強力に推し進めます。

第2 基本方針

1 総括的事項

新型コロナウイルス感染症の対応と経済の活性化の両立を図りつつ、持続可能な財政基盤の確立に向けて、「限られた予算で最大の効果」が得られる予算編成とします。

当初予算編成は、総計予算主義に基づき、通年予算として編成を行います。したがって、当初予算編成後に生じた特別の事情によるもの以外は、追加計上を行いません。予算の不足が生じても創意工夫により予算の範囲内での執行とします。

(1) 効果的な予算編成

市民生活や社会経済状況、さらには財政状況についても職員一人ひとりがしっかりと認識したうえで知恵を出し合い、効果的な予算編成に取り組むこととします。

(2) スクラップ・アンド・ビルドの徹底

新たな事業の実施は基本的に行いません。どうしても必要と判断する場合は、既存事業の縮小・廃止を徹底し、既存事業の一般財源の範囲内の要求としてください。

本年度、新型コロナウイルス感染症の影響により中止や延期した各種イベント等については、中止等による影響等を分析し、事業廃止を含めた節減・抑制を行います。

(3) ウィズコロナ、アフターコロナへの対応

感染防止対策や新しい生活様式への対応など、必要性や緊急性を精査の上、予算に反映します。

新型コロナウイルス感染症に対応した経済対策及び「新しい生活様式」の実現に係る新規事業については別枠としますが、類似の既存事業がある場合は、事業の統廃合を含めて検討します。

(4) 第6次綾部市総合計画の推進

現在、策定を進めている第6次綾部市総合計画では、「一人ひとりの幸せを みんなで紡いで実現できるまち・・・綾部」を将来都市像に掲げ、綾部市市民憲章の6つの目標（柱）に基づき、分野ごとの施策を展開し、着実に取組を進めることとしています。

なお、引き続き、「医」、「職」、「住」＋「教育」「情報発信」をキーワードとして事業を推進します。

「医」…医療、福祉、介護、子育て

「職」…農、林、商、工、観光

「住」…安全・安心、インフラ、公共施設、都市計画など

＋「教育」「情報発信」

(5) 働き方改革推進計画の取組

働き方改革推進計画の取組を一層推進し、コスト意識の向上、時間外勤務をはじめとする人件費の縮減を図ります。

(6) 行財政健全化の確実な実施

公共施設マネジメント、公有財産の処分、ネーミングライツの導入など、行財政健全化の取組を確実に進めます。

団体事業補助金については、事業内容や財務状況などを考慮し、個別に見直しを実施します。

(7) 次の世代へ課題を先送りしない、次の世代に繋がる予算

国・府支出金をはじめ、各種基金の有効活用、財源の確保に努め、将来負担を勘案し市債の発行は慎重に行い、特別会計等を含めた将来の財政負担を抑制します。

(8) 国、府との連携強化

国や府において進められる本市に関係する制度の見直し等については、これまで以上に所管省庁・府等からの情報収集や調整、連携を綿密に実施し、適切に予算に反映させます。

(9) 徹底した経費の見直し

(ゼロベースからの見直し)

単に慣習・慣例による予算要求とせず、これまでの取組を検証し、特に同一事業を長期（5年以上）にわたり実施している事業については、事業内容の見直しや終期設定を検討します。

(見直しの好機)

国・府からの財政支援が減少する事業については、事業の見直しの好機ととらえ、経過等にとらわれることなく廃止・縮小、手法変更を行います。

国・府からの財源減少分を市費で肩代わりすることは行いません。事業を見直すか、あらゆる機会を通じて要望活動等を行い必要な財源確保を行います。

特に新型コロナウイルス感染症により中止や規模を縮小した事業については、この機会に事業の必要性や規模・内容等を見直します。

(単独施策の見直し)

単独施策は、国や府の考えではなく、本市が独自に必要としてきた事業です。真に独自で実施すべきであるかを全ての事業において再検討します。

(10) 徹底した財源確保

積極的に財源確保に努めるとともに、各種歳入についての徴収状況の点検、目標の設定等、滞納整理の取組を通じて、財源確保に努めます。

また、導入が可能な国及び府補助等については、制度改正の動向等も勘案した上で、積極的に取り組むとともに、見込んだ全ての財源については全力で確保することとします。

財源が確保できなかった事業費は執行を停止します。

第3 予算編成の考え方

1 歳入に関する事項

(1) 市税

新型コロナウイルス感染症の影響について十分に留意したうえ、税制改正、地方財政計画の見通し等を総合的に考慮しつつ、的確な判断により確実な見込額を積算してください。

また、税負担の公平を期すため、課税客体の把握漏れのないよう留意するとともに、各税目にわたり収納率の向上を図り、滞納額の減少に努めてください。

(2) 分担金及び負担金

受益者負担の適正を期すため、事業の内容、受益の度合い、他事業との均衡等を考慮し積算してください。

また、受益者に対し、その本旨を周知徹底し、年度内完全収納に努めてください。

(3) 使用料及び手数料

過去の実績を踏まえつつ、年間収入見込額を積算してください。

(4) 国・府支出金

国及び府の予算編成の動向等を的確に把握し、関係機関との密接な連絡調整を図り、その確保に努めるとともに、各種制度を最大限活用できるよう類似の制度についても調査・研究し、的確・確実な収入額を積算してください。

また、強力な要望活動を行うなど財源の確保に努めてください。

(5) 財産収入

桜が丘団地の販売促進に庁内挙げて取り組むほか、その他の財産収入については、適正な対価により積算するとともに、利用計画のない財産については、売却に向けた取組を行い、財源の確保に努めてください。

(6) 繰入金

特定目的基金からの繰入れについては、その基金設置の目的に従い、これまで充当していない事業への繰入れについても検討していただき、十分な事業効果が得られるよう有効活用に努めてください。

(7) 市債

市債残高の計画的な削減や実質公債費比率等の縮減に向け、後年度の財政負担を考慮し効果的な市債の発行に努めます。

(8) 民間資金の獲得と活用

新たな歳入確保と施設の維持・向上を図るため、ネーミングライツの導入を積極的に検討してください。

また、ふるさと納税や企業版ふるさと納税、イベント等での広告、協賛金の確保に積極的に取り組んでください。

2 歳出に関する事項

(1) 歳出予算積算基準

歳出予算の要求に当たっては、【別紙】歳出予算積算基準表に基づき、必要最少の額を要求してください。

(2) 経常的経費

ア 人件費、扶助費、公債費、その他支出根拠が法令、国・府要綱、既決の契約等に基づいて、義務的に支出しなければならない経費で任意に節減できないものについては、必要最少の額を要求してください。

また、人件費については、働き方改革推進計画の取組を一層推進し、コスト意識の向上、時間外勤務の縮減等により抑制を図ります。

さらに、会計年度任用職員の経費については、人員の必要性を十分精査し、要求してください。

イ 需用費、役務費については、前年度当初予算額の範囲内で要求してください。

(原則、新型コロナウイルス感染症対策分の消耗品等も含む。)

ウ 上記経費を除く経常的経費については、まん然と過去の枠にとらわれることなく、費用対効果の視点に基づき事務・事業の評価・検証を厳しく行い、その結果を踏まえゼロベースから積み上げ、的確な予算の見積りを行い、経費を要求してください。

エ 各種業務委託については、その必要性、業者選定や複数年等の契約手法の検討のほか、実績等を踏まえた上で、仕様、金額等の内容全般を改めて見直し、経費を要求してください。

オ 団体事業補助金については、収支・基金の状況等を分析し財政的支援の必要性等を審査し、実施団体と調整を行った上で要求してください。

カ 公共施設マネジメントに基づき、施設の統廃合や移管を積極的かつ計画的に推進してください。

(3) 政策的経費

ア 根幹事業計画に盛り込まれた施策のうち、「A」査定事業の中から更に厳選するとともに、既存の事業費の枠にとらわれることなく、事業内容、規模や構造、資材に至る一つ一つまで精査し事業費の縮減に努め、必要最低限の要求としてください。

※B・C査定の事業は、原則、要求しないでください。

イ 政策的経費については、十分、部・課等において、施策の概要、スケジュール、積算根拠、後年度への財政負担や費用対効果などあらゆる視点から精査を行った上で、本年度中に実施しなければならない理由を明確にし、要求してください。

特に事業効果が適切に発揮できるよう、事業スケジュールを十分検討してください。

ウ 政策的経費のうち投資的経費（ハード事業）については、B表「事業費に関する調」を作成の上、提出してください。

エ 課題があると思われるものや方針決定が必要なものは、個別に理事者協議を済ませておいてください。

(4) 熟度の高い予算

予算編成に当たっては、各部・課内で徹底して議論し、部・課としての方針を定め、事前に所属部長等の協議を済ませておいてください。

また、近年、契約執行後、多額の不用額や増額変更が生じる事務事業が多くあります。安易な見積りによる要求は予算編成全体に大きな影響を及ぼしますので、要求額の算定に当たっては、直近の決算・執行実績に基づく金額の精査、執行額の増減につながる各種要因を十分検討するよう厳重に注意してください。事業者から徴取した見積金額のみに頼ることなく、見積条件、実施方法の妥当性等についても十分精査してください。

特にハード事業については、規模や構造、資材に至るまで、徹底した経費削減、精査に努めてください。

3 特別会計

それぞれの会計の設置目的に従い業務運営の合理化及び効率化を徹底し、安易に繰入金に依存することなく経費節減を図り、独立採算の堅持に努めてください。

また、所要経費の積算に当たっては、一般会計に準じて経費を積算し、所要額を要求してください。

4 公営企業会計

公営企業会計については、経済性と公共性の観点から、経営の総点検を行い、企業体質の改善、経営の合理化により更なる経営健全化に積極的に取り組み、企業性格を十分に発揮し、独立採算性の確立に努めてください。

5 債務負担行為等

債務負担行為は、将来において財政負担を伴うものであるため、その内容などを十分精査の上、必要最少のものについて要求してください。

また、第三セクター、外郭団体については、経営状況を十分把握し、運営改善や効率化に積極的に取り組むよう指導してください。

6 予算説明資料

予算要求書類の提出に加え、政策的経費、経常的経費のうち新規又は拡充事業については、事業費ごとに主要事業説明資料を提出してください。

提出については、予算費目担当者までメールしてください。

また、新しい総合計画の策定により事業分類が変わっていますので、必ず新しい様式で作成してください。

第4 予算編成事務

1 入力期限 令和2年11月20日（金）（期限厳守）

2 提出書類

(1) 事業別予算概要（財務会計システム上の出力様式）

公営企業会計については、任意様式

(2) その他参考となる資料

ア 事業別予算概要の記入スペースが不足する場合は、別紙を適宜追加してください。既存資料で活用できるものは、別添として、できるだけ活用してください。

イ 予算が新たに規則、要綱等の制定又は改正を伴うこととなる場合は、その骨子案を添付してください。

ウ 投資的経費については、「事業費に関する調」（財政課－財政担当－各種様式－予算各種様式）を添付してください。

エ 要求額の根拠となる見積書、設計書、写真等を添付してください。

(3) 債務負担行為（財政課－財政担当－各種様式－予算各種様式）

(4) 主要事業説明資料（財政課－財政担当－各種様式－予算各種様式）

必ず令和2年度当初予算主要事業説明資料を参考に作成してください。

エクセルデータが必要な場合は、担当者にお尋ねください。

（財政課－財政担当－◆予算説明資料－当初予算説明資料）

第5 予算編成日程予定

| | | |
|------|--------------|--------------|
| 令和2年 | 10月20日 | 予算編成事務説明会 |
| | 11月20日 | 予算見積書等提出期限 |
| | 12月上旬まで | 担当者ヒアリング・調整 |
| | 12月中旬から | 財政課長調整 |
| 令和3年 | 1月中旬 | 企画総務部長調整 内示 |
| | 1月下旬 | 副市長調整 |
| | 1月29日、2月1、2日 | 市長査定 |
| | 2月上旬 | 予算決定通知 |
| | 中旬 | 予算説明資料、予算書作成 |
| | 下旬 | 3月議会告示 |
| | 3月初旬 | 予算上程 |

【別紙】歳出予算積算基準表

| 費目 | 積算基礎 | 留意点 | 備考 |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 1 報酬 | <p>現行単価 日額報酬 5,000円</p> <p>会計年度任用職員報酬 職員課作成資料を参照</p> | <p>委員定数、会議の回数、時間設定等について、随時見直しを行い、効率的運営に努めること。</p> <p>会計年度任用職員の雇用については、その必要性について職員課と十分協議の上、要求のこと。</p> <p>交通費相当額は、本年度から旅費で要求のこと。</p> | |
| 2 給料 3 職員手当等 4 共済費 | <p>雇用保険料 歳出（共済費）</p> <p>0.9%</p> <p>市分 0.6%</p> <p>本人分 0.3%</p> <p>歳入（雑入） 本人分 0.3%</p> | <p>職員給与と費は、職員課が一括要求する。</p> <p>事務・事業の改善や効率的・計画的執行により時間外勤務手当の縮減に努めること。</p> <p>会計年度任用職員に係る共済費については、補助対象となるものを除き、職員課で一括要求のこと。</p> | <p>補助事業等に要する事業費支弁人件費がある場合は、限度額まで取り込むこと。</p> |
| 5 災害補償費 6 恩給及び退職年金 | 年間所要額 | | |
| 7 報償費 | <p>日額報償 5,000円 半日報償 2,500円</p> | <p>記念品は、原則として認めない。</p> <p>必要と認められている各種大会等における記念品については、再検討の上、不必要なものは廃止すること。</p> | |
| 8 旅費 | <p>条例等に基づく旅費の額、支給方法等による。</p> | <p>費用弁償と普通旅費に区分のこと。</p> <p>旅費全般について必要性や効果等を改めて精査し、節減を図ること。</p> <p>出張等の目的、日程、行先、人数（同一用務は、2人以内とする。）、利用交通機関等を十分精査すること。</p> <p>総会、大会等の形式的な出張は、原則認めない。</p> <p>先進地視察については、視察目的、視察日程等を明確にして、要求のこと。</p> <p>会計年度任用職員の交通費相当額は、旅費で要求のこと。</p> | |
| 9 交際費 | 前年度予算額の範囲内 | | |
| 10 需用費 | <p>まん然と過去の実績等によることなく徹底的に事務の洗い直しを行い、経費の節減を行うこと。</p> <p><u>前年度予算額以下</u></p> | | |

| | | | |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 消耗品費 | 払出物品単価表を参考のこと。 | 事務用品は、在庫管理を徹底し、新規の購入は抑えること。 例規データベースの活用等により法令等の追録の見直しを行うこと。 コピー機経費について、保守整備費を含む積算カウンター料金制の場合は消耗品費で要求のこと。 機器リース代のみ使用料及び賃借料で要求。 | |
| 燃料費 | 実績額±特殊要因 1リットル当たり (税抜き) ガソリン(無鉛) 129円 軽油(軽油取引税込み) 113円 灯油 90円 混合油 169円 その他は、各施設の現契約単価 | 月々の使用状況を把握し、節減すること。 積算根拠を明確に記載すること。 月額実績及び特殊要因の積算内訳表を提出のこと。 | |
| 食糧費 | 一食当たり700円 | 公費をもって賄われていることを強く認識し、節度ある対応を図ること。 | |
| 印刷製本費 | 単価については、必ず参考見積書を徴するなど精査して要求のこと。 | 在庫管理を徹底し、必要最小限の部数を印刷のこと。 パソコン、簡易印刷機等の活用により、極力内部印刷とすること。 外注は可能な限り内容を圧縮し、必要以上に華美としないこと。 | |
| 光熱水費 | 実績額±特殊要因 | 月々の使用状況を把握し、節減すること。特に節水、節電に努めること。 積算根拠を明確に記載すること。 月額実績及び特殊要因の積算内訳表を提出のこと。 電力の小売自由化により、電気会社を選択できることから積極的な活用を検討すること。 | |
| 修繕料 | | 施設等の修繕は、計画的に行い、危険度の高いものを優先すること。 施設等の適切な機能維持に必要な最小限の経費を要求のこと。 施設等を十分に点検し的確に算定のこと。 現況を把握できる写真や設計書その他参考となる資料等を添付すること。 | |
| 賄材料費 | | 対象人員、数量、実績等を十分に検討し的確に見積もること。 | |

| | | | |
|-------------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 医薬材料費 | | 対象人員、数量、実績等を十分に検討し的確に見積もること。 在庫管理を徹底すること。 | |
| 11 役務費 | <u>前年度予算額以下</u> | | |
| 通信運搬費 | 電話料、郵便料は、実績額±特殊要因 | 文書等の発送方法の工夫や電子メールの活用などにより節約すること。 積算根拠を明確に記載すること。 月額実績及び特殊要因の積算内訳表を提出のこと。 | 郵便料（郵政のみ宅配便は除く）については、補助事業の対象経費とするものなど、該当予算科目で計上すべきもの以外は、総務課で一括要求すること。 |
| 広告料 | | 広報あやべ・ねっとの活用を図ること。 新聞記事掲載としての手法も大いに活用のこと。 | |
| 手数料 | | 参考見積書その他参考となる資料を添付すること。 | |
| 保険料 | | 建物、公用車の保険料については、総務課と調整の上、要求のこと。 参考見積書を添付のこと。 | 公用車の任意保険料のうち、全国市有物件共済会加入分については、総合契約で加入すること。 |
| 12 委託料 | | 市民サービス、事業効果及び経済性を十分に考慮し、民間委託を推進すること。 施設の維持管理等委託料については、回数や範囲等従来の仕様条件を再度見直し、経費の節減を図ること。 複数の参考見積書を徴取するなど要求の段階から精査を加え要求のこと。 見積書は、一式などでなく個数、単価等明確な積算根拠によるものを提出のこと。 複数年契約によるものは、契約書の写しを添付のこと。 | |
| 13 使用料及び賃借料 | | 会場借上げは市の施設の利用を原則とする。 借地料については、今後の財政負担に十分留意するとともに、借地料全体の均衡を保つこと。 過去の経緯等により均衡の保たれていないものは、随時見直しに努めること。 ※コピー機器リース代のみ使用料及び賃借料で要求のこと。 | |

| | | | | |
|----|----------------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 14 | 工事請負費 | | 位置図、図面、設計書、写真 その他参考となる資料を添付 のこと。 補助事業については補助率、 補助限度額に留意し、関係機 関と連絡を密にし、過大・過 小な要求にならないこと。 単独事業については、事業の 緊急性及び優先度を十分に考 慮し厳選すること。 維持補修的なものは、施設の 効用を発揮するための必要最 小限の額とする。 | |
| 15 | 原材料費 | | 必要最小限の額とすること。 | |
| 16 | 公有財産購入費 | | 用地購入は、適正な単価によ り要求のこと。 土地の位置図、所有者、面積 その他参考となる資料を添付 すること。 | |
| 17 | 備品購入費 | | 真に止むを得ないもののみ要 求のこと。 参考見積書を徴取するなど適 正な金額で要求のこと。 | |
| 18 | 負担金補助及び交 付金 | | 会費については、加入の必要 性を再検討すること。 補助金については、行政の責 任分野、経費負担のあり方、 必要性、行政効果を十分検証 し、時代の要請に合わないも の、所期の目的を達成したも の廃止・縮減を行うこと。 | 新たな補助金制度の 創設などはその支出 根拠となる要綱案を 同時に提出のこと。 |
| 19 | 扶助費 | 実績額±増減要因 | 対象人員、数量、実績及び国 の動向等を的確に把握し算定 のこと。 単独施策については、行政効 果、受益者負担の適正化など 十分検証し、随時見直しを行 うこと。 実績及び増減要因の積算内訳 表を提出のこと。 | |
| 20 | 貸付金 | | 制度融資等に係るものは、実 績等を的確に把握し算定のこ と。 | |
| 21 | 補償補填及び賠償 金 | | 物件補償等については、積算 内訳表を添付のこと。 | |
| 22 | 償還金利子及び割 引料 | | 市債の償還金は、償還表に基 づき要求することとし、今後 の借入予定の地方債利子につ いては、貸付金利を1.0パー セントで積算のこと。 繰替運用利子は、0.1パーセ ントで積算のこと。 | |
| 23 | 投資及び出資金 | | 必要最小限の額とすること。 | |
| 24 | 積立金 | | 基金などの預け入れ利率の動 向に十分留意し、会計課と調 整の上、要求のこと。 | |

| | | | |
|--------|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 25 寄附金 | | | |
| 26 公課費 | | 公用車の車検時期など計上漏れのないようにすること。 | |
| 27 繰出金 | | 特別会計においても、所要経費の積算に当たっては、一般会計に準じて経費を算定し、安易に繰入金に依存することなく経費の節減を図ること。特別会計に対する繰出金は、その内訳を詳細に明記すること。 | |